

# 4月から 病児保育事業 を実施します



市では、新たな子育て支援策として、4月から病児保育事業を実施します。同事業は、保護者の子育てと仕事の両立を応援・支援することを目的としています。

子どもが病気でも仕事を休むことができない場合などは、病児保育施設を、ぜひ利用してください。

☎子育て支援課 ☎70・5615か  
病児保育室ぽとふ ☎71・1236 (同保育室は4月1日から)

病児保育とは、子どもが病気で保育所や小学校などに通えないが、保護者が仕事を休めないなどの事情により、家庭で保育ができない場合、一時的に子どもを預かり、保育を行うものです。

■**対** 入院の必要がなく、症状の急変は認められないが、集団保育や家庭での保育が困難であって、医師の判断により病児保育施設の利用が可能とされた次のいずれかに該当する方

- ①市内在住で、認可保育所や地域型保育施設、認定こども園、幼稚園に入所・入園している1歳以上の子ども
- ②市外在住で、市内の認可保育所や地域型保育施設、認定こども園に入所・入園している1歳以上の子ども
- ③市内在住の小学校1年生～6年生

■**場** 同保育室(寺尾西3-11-1)

■**定** 1日3人まで

利用可能日時 月～金曜日8時30分～17時15分(祝日・振り替え休日、年末年始を除く)

■**費** 1日2000円(生活保護世帯は免除。必要に応じて、利用料のほかに実費がかかる場合あり)

### <利用手順>

①**事前登録**…利用日前に病児保育事業利用登録申込書と同意書を記入し、同保育室へ電話後、同保育室で事前登録をしてください。

②**仮予約**…同保育室に電話で空き状況を確認し、仮予約(3日以内)をしてください。仮予約は、利用希望日の前日(土・日曜日・祝日、振り替え休日、年末年始を除く)までに行ってください。当日でも受け付けできる可能性があるため相談してください。

③**医療機関受診**…医療機関を受診する際、病児保育事業診療情報提供書を持参して記入してもらってください。同提供書の有効期間は、7日間(記載日を含む。土・日曜日・祝日、振り替え休日、年末年始を除く)です。発行さ

れない場合、同保育室は利用できません。子どもが市内在住の場合、同提供書は保険診療(月1回まで)です。

④**本予約**…同提供書発行後、利用希望日の前日までに同保育室に電話で本予約(3日以内)をしてください。その際、同提供書に記入されている病名・症状などを伝えてください。

⑤**同保育室利用**…病児保育事業利用申込書と同提供書を同保育室に提出してください。当日は子どもの状態を確認するので、時間に余裕を持って来ててください。同提供書が発行されていても、子どもの状態によっては利用できない場合があります。

### <必ず持ってくるもの>

①病児保育事業診療情報提供書②病児保育事業利用申込書③保険証④母子健康手帳⑤手拭き、バスタオル、着替え(下着類含む)、ビニール袋、昼食・おやつ(やむを得ない場合は、有料でレトルト食品などの提供も可能)など

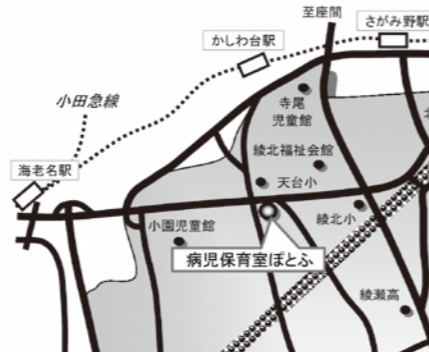
### <必要に応じて持ってくるもの>

薬、紙おむつ、おしり拭き、哺乳瓶、粉ミルク、飲み物、よだれ掛け、食事用エプロン、コップやストロー付きマグなど  
※全て名前を記入してください

### 保育中に容態悪化したとき

保育中に子どもの症状が悪化するなど保育の継続が困難になった場合は、同保育室から連絡をするので、終了予定前でも迎えに来てください。

緊急と判断したときは、医療機関で治療をすることがあります。その際に発生した医療費などは保護者負担です。症状急変時は救急搬送の対応を行います。



# 市内商業者の新商品の開発や 販売促進などを支援 商業者支援事業補助金



市内商業の活性化と振興を図るため、次のとおり各種補助制度を実施します。ぜひ利用してください。

予算の範囲内で先着順に受け付けします。

■**対** 商業観光課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、必要書類を添えて、4月6日から同課へ直接

### <空き店舗活用支援事業補助金>

市内の空き店舗を活用して出店する際に必要な経費の一部を補助します。

■**対** 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業で市内に店舗を開設か創業者の方

■**対象補助額** 工事を伴う改装費・設備購入費・販売促進にかかる広告宣伝費の2分の1以内で、上限1回50万円(工事を伴う改装費は市内事業者への発注が条件)

■**改装完了期日** 交付決定日～来年1月31日

### <商品開発販売支援事業補助金>

新商品の開発に必要な経費の一部を補助します。

■**対** 市内に事業所のある小売業者、飲食サービス業者で、地域の特色を生かした魅力ある飲食物を開発し、販売開始から1年以内のもの

■**対象補助額** 開発に要した経費の2分の1以内で、上限は1商品につき10万円

### <販売促進事業補助金>

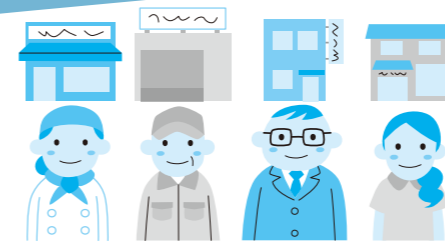
開発した商品や個店の主力商品の販売促進に必要な経費の一部を補助します。

■**対** 市内商業者が開発した商品などの宣伝や広告により、販売促進を図るもの

■**対象補助額** 販売促進に要した経費の2分の1以内で、上限は10万円

☎同課 ☎70・5685

# 頑張る“ものづくり”中小企業を支援 各種補助金を実施



市内の製造業を営む中小企業の持続的な事業展開を支援するため、次の制度を実施します。ぜひ利用してください。いずれも申請内容により受け付けできない場合がありますので、注意してください。

■**対** 工業振興企業誘致課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、各補助金の受付期間に必要な書類を添えて同課へ直接  
☎同課 ☎70・5661

### ■受注拡大支援補助金

補助額は補助対象経費の3分の2以内で、20万円が限度。

▶**対** ホームページ作成、SEO対策、製品PR動画作成、製品カタログ作成などに要する経費

▶**受付期間** 4月6日～5月15日(公募期間内に予算額以上の申請があった場合は抽選)

### ■事業拡大設備導入補助金

補助額は補助対象経費の3分の2以内で、300万円が限度。

▶**対** 生産性向上や販路拡大のために必要な300万円以上の機械器具装置や生産管理システムの導入に要す

る経費

▶**受付期間** 4月6日～5月15日(公募期間内に予算額以上の申請があった場合は抽選)

### ■ダイバーシティ経営推進補助金

女性や障がい者も働きやすい職場環境を整備するために必要な経費の一部を補助します。

補助額は補助対象経費の3分の2以内で80万円が限度。

▶**対** トイレ、シャワールーム、更衣室、車いす用通路、エレベーター、手すりなどに要する経費

▶**受付期間** 4月6日～5月15日(公募期間内に予算額以上の申

請があった場合は抽選)

### ■綾瀬ブランド新商品開発事業補助金

1社あたりの補助額は補助対象経費の3分の2以内で、100万円が限度。

▶**対** 新商品開発に係る専門家によるコンサルティング費用と専門家の派遣に係る費用

▶**受付期間** 4月6日から先着順

